8930 Vol.78

ヤ　ク　ザ　ゼロ

EARTHLY FRIENDS
大切にしたい私たちの県花

より安全で安心して暮らせる神奈川県をめざして

三ツ池公園（横浜市 鶴見区）

暴力団追放「三ない運動＋1（ワン）」の推進

暴力団を
- 恐れない
- 金を出さない
- 利用しない
- 協力しない

を実践しましょう

公益財団法人
神奈川県暴力追放推進センター

ご挨拶

神奈川県警察本部刑事部組織犯罪対策本部　暴力団対策課長 蒲 山　　彰

昨年秋の異動により神奈川県警察本部刑事部組織犯罪対策本部暴力団対策課長に着任致しました蒲山でございます。

県民の皆様には、平素から暴力団排除活動をはじめ、警察行政の各般にわたり、深いご理解とご支援を賜っていることに対し、紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、県内の暴力団情勢については、「六代目山口組」の分裂に伴う対立抗争が未だ終息を見せない中、本年1月17日夜、川崎市川崎区の路上において稲川会系暴力団関係者に対する拳銃発砲事件が発生しました。現場付近の小学校では保護者をはじめ地域住民の皆様が通学路で児童の見守り活動を行うなど、改めて暴力団が県民生活に大きな不安と脅威を与えたところであります。

これら暴力団は組織拡大のため、また、資金獲得のため、その実態を隠蔽しながら各種事業活動に進出しているほか、暴力団を後ろ盾とした「準暴力団」と呼ばれる集団を使い、特殊詐欺などを敢行させている現状にあります。県警察としましては、県民の皆様が暴力団等からの不当要求や特殊詐欺の被害者とならないよう組織の総合力を挙げ、暴力団排除活動に全力で取り組んでいるところであります。

また、今年はアフリカ開発会議やラグビーワールドカップの決勝戦が行われ、来年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会の一部の競技が県内で開催されることが決定しております。さらに、リニア中央新幹線建設工事等の大規模工事が着工しており、暴力団等はこれら大きなイベントや大規模工事に伴う利権を狙い事業活動に介入することが懸念されるところであります。

県民の皆様の安全と安心の確保は基より、国際的にも安全な国「日本」を神奈川県から発信するためにも、県警察ではあらゆる警察活動を通じ、反社会的勢力である暴力団等を排除すべく関係機関・団体、そして皆様方と連携し、

暴力追放三ない運動＋1（ワン）

- 暴力団を恐れない
- 暴力団に金を出さない
- 暴力団を利用しない
- 暴力団に協力しない

を実践しながら、暴力団等の弱体化、壊滅を図ってまいりますので、引き続き、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

全国暴力追放功労者表彰受賞

平成30年11月27日、東京の明治記念会館において、「全国暴力追放運動中央大会」が開催され、本県から長年にわたって暴力追放に尽力された次の方々が警察庁長官及び全国暴力追放運動推進センター会長から表彰されました。おめでとうございます。

暴力追放栄誉金章

伊勢佐木地区暴力団排除対策推進協議会
会長　平山　正晴 様

暴力追放栄誉銅章

大船暴力団排除推進協議会
会長　八木　茂 様

暴力追放栄誉銅章

浦賀暴力団排除推進協議会
会長　増田　茂 様

第５回 賛助会セミナーの開催

平成31年２月14日（木）、横浜情報文化センターにおいて、約100名の方の出席を得、神奈川県暴力追放推進センターの賛助会員に対する標記のセミナーを開催しました。

当センターの専務理事兼事務局長、警察本部暴力団対策課暴力団排除対策室長の挨拶に続き、暴力団対策課係員による「最近の暴力団情勢と適格団体訴訟」についての説明と、川崎市消防局長の原 悟志氏による「減災に向けた地域防災」についての貴重な講演が行われました。

民事介入暴力対策研究会の開催

平成31年2月6日(水)、平成30年度民事介入暴力対策研究会を開催し、県警察から「保護対策について」の解説に続いて、神奈川県弁護士会民事介入暴力対策委員会の弁護士から「建物収去土地明渡請求事件について」の報告があり、研究会の充実を図りました。

平成30年度第2回定例理事会の開催

平成31年2月22日(金)、平成30年度第2回定例理事会を開催し、次年度の事業計画(案)、収支予算書(案)、使用差止請求訴訟の経過報告と今後の方針などについて審議し可決承認されました。

平成30年の主な暴力団排除条例適用状況

※神奈川県暴力団排除条例を適用した事案は、平成23年施行以来、昨年まで総数51件です。

番号	年月	事案概要	対象者	違反・条項	措置(処分)
1	H30.3	県内の建設業者は、その事業に関し、暴力団の威力を利用する目的で、稲川会系暴力団幹部に対し、平成30年11月17日、自己の所有する自家用普通乗用自動車1台を譲渡し、もって暴力団員等に利益を供与したものである。	建設業者 稲川会系幹部	利益供与等 (威力利用) 第23条第1項第1号	勧告
		暴力団幹部は、その情を知って当該行為の相手方となったものである。		利益受供与 第24条第1項	
2	H30.5	県内の飲食業者は、その事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の活動に資するおそれがあることを知りながら、稲川会系暴力団幹部に対し、平成23年4月から平成30年1月までの82か月間にわたり、食器用洗剤の購入名下に毎月5,000円(合計総額41万円)を交付したものである。	飲食業者 稲川会系幹部	利益供与等 (活動助長) 第23条第2項第7号	勧告
		暴力団幹部は、その情を知って当該行為の相手方となったものである。		利益受供与 第24条第1項	
3	H30.6	県内の飲食業者は、その事業に関し、暴力団の威力を利用する目的で、六代目山口組系暴力団幹部に対し、平成29年12月中旬頃、県内の飲食店で開催された前記暴力団幹部が主催の忘年会において、忘年会費名目として現金5,000円を供与し、もって暴力団員等に対して金銭、その他の財産上の利益を供与したものである。	飲食業者 六代目山口組系幹部	利益供与等 (威力利用) 第23条第1項第1号	勧告
		暴力団幹部は、その情を知って当該行為の相手方となったものである。		利益受供与 第24条第1項	
4	H30.9	県内の飲食業者は、その事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれがあることを知りながら、同社経営にかかる県内の飲食店において、六代目山口組系暴力団組長に対し、平成30年6月22日、暴力団の組織行事である前記暴力団組長の古希祝いのために宴会場所及び飲食物を提供し、もって暴力団員等に対し利益の供与をしたものである。	飲食業者 六代目山口組系組長	利益供与等 (活動助長) 第23条第2項第7号	勧告
		暴力団組長は、その情を知って当該行為の相手方となったものである。		利益受供与 第24条第2項	
5	H30.12	県内の不動産業者は、その事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、同社代表取締役をして、双愛会系暴力団幹部に対し、平成23年4月から平成30年9月までの間、同社が管理する月極駐車場の駐車区画2区画の賃貸契約に関し、暴力団の組織行事等の際の車両待機場所として契約区画以上の駐車場所を提供し、もって暴力団員等に対して財産上の利益を供与したものである。	不動産業者 双愛会系幹部	利益供与等 (活動助長) 第23条第2項第7号	勧告
		暴力団幹部は、その情を知って当該行為の相手方となったものである。		利益受供与 第24条第2項	
6	H30.12	県内の建築業者は、その事業に関し、暴力団の威力を利用する目的で、双愛会系暴力団幹部からの依頼により、賃貸借契約書に暴力団排除条項が設けられた賃貸マンションの賃貸借契約を更新するにあたり、同社代表取締役をして、平成30年3月、同社を借主とする2年間の更新契約に必要な書類等を作成して同契約を締結し、もって暴力団員等に対して財産上の利益を供与したものである。	建築業者 双愛会系幹部	利益供与等 (威力利用) 第23条第1項第1号	勧告
		暴力団幹部は、その情を知って、当該行為の相手方となったものである。		利益受供与 第24条第2項	

暴力団被害無料電話・来所相談会の開催

● 開催日時

・2019年5月31日㈮　午前10時～午後6時

● 開催場所

・神奈川県弁護士会館　横浜市中区日本大通9

● 相談方法

・電話又は当会館へご来所の上で相談（無料）

● 相談対応

・暴力団をはじめとする反社会的勢力やその周辺者にかかわる被害一般について、暴力団対策の専門家（警察、弁護士、暴力追放推進センター）が、相談に応じます。

※電話番号等は5月上旬にホームページ等でお知らせします。
（神奈川県暴力追放推進センター　https://boutsui-kanagawa.com/）

第28回 暴力追放県民大会のご案内

● 開催日時

・2019年9月5日㈭　午後2時～午後4時

● 開催場所

・神奈川県立音楽堂　横浜市西区紅葉ヶ丘9－2

● 次第

第一部

・主催者挨拶
・表彰
・来賓祝辞
・来賓紹介
・大会宣言

第二部

・警察音楽隊演奏・ステージドリル
・演劇等

神奈川県暴力追放推進センターの主な活動

1. 暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動
2. 民間組織が行う暴力追放運動を支援する活動
3. 暴力団員からの不当な行為に関する相談活動
4. 暴力団から少年への働きかけを排除する活動
5. 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動
6. 暴力団員を相手とした民事訴訟等の支援活動
7. 暴力団員の不当な行為による被害者支援活動
8. 事務所使用等差し止め請求訴訟
9. 不当要求防止責任者講習の実施

賛助会員の募集

公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターでは、
事業の推進を援助していただける個人、法人などの
方々を賛助会員として募集しています。

1 入会手続き

◎入会のお申し込みは、弊センターのホームページ「賛助会員の募集（入会のお申し込み・賛助会員登録フォーム）」をクリックして、申込書に所定事項を入力し、送信してください。

◎入会のお申し込みは、個人、法人及び事業者団体に限らせていただきます。

2 年会費（4月1日から翌年3月31日までの一年間）

◎会費は、個人1口5千円、法人及び事業者団体1口2万円です。

◎個人、法人及び事業者団体ともに1口以上何口でもご自由です。

◎弊センターは、公益財団法人の認定を受けておりますので、税制上の優遇措置が認められます。

会員プレート

もし暴力団から不当な要求があったら

■神奈川県警察本部暴力団対策課

不当要求相談電話 0120-797049（ナクナレ要求）

条例専用電話 0120-110675

■(公財)神奈川県暴力追放推進センター

〒231-8403　横浜市中区海岸通2-4

警察本部庁舎内

045-201-8930（ヤクザゼロ）

045-663-8930（ヤクザゼロ）

(公財) 神奈川県暴力追放推進センター報　第78号　平成31年3月発行
発行者 〒231-8403横浜市中区海岸通2-4　神奈川県警察本部内　(公財) 神奈川県暴力追放推進センター　発行人／山田高志　編集人／前畑敏憲